

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休日
のときは翌日）

目 次

- ◇ 告 示 解除予定の保安林
保安林の指定の解除
土地改良事業計画の認可
土地の用途廃止
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- ◇ 公 告 電気工事士試験の実施
高圧ガス販売主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市東町二丁目一〇四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字下モ向山三四九の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三十九号

昭和四十三年三月二十六日付けで溝口町長から申請のあつた土地改良(農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十三年五月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 溝口町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年五月七日から用途廃止した。

昭和四十三年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	東伯郡東伯町大字八橋字井手領三五八ノ二番地先 字大田三五九番地先	面積 (平方メートル)	用途
		三三・三二 五五・七四	水路敷 道路敷

鳥取県告示第三百四十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年五月七日から用途廃止した。

昭和四十三年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	米子市車尾字西屋敷下端八六〇ノ四番地先から 字新地山下九六三ノ二番地先まで	面積 (平方メートル)	用途
		六四・八三	道路敷

選挙管理委員会告示二

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和四十三年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
昭和四十三年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日 時 昭和四十三年五月九日午前十一時
- 二 場 所 鳥取市東町一丁目二百二十番地
鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議 題 参議院議員通常選挙について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年五月七日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十三年五月十五日午後二時から

鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市瓦町一六四 南 照 美
- 2 鳥取市東品治町二二四の二 湯 谷 明 子
- 3 鳥取市元町二四一 米 田 秀 子
- 4 鳥取市東品治町二二三 富 士 原 初 枝

公 告

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第5条第2項の規定により、電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和43年5月7日

鳥取県知事 石 被 川 朗

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

(ア) 日 時 昭和43年7月14日(日曜日)

午後1時から3時まで

(イ) 場 所 鳥取市及び米子市

(2) 試験の科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基本概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋内配線 5 屋内配線

<p>電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途 	<p>2 技能試験 技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対して実施する。</p> <p>(1) 試験の日時及び場所 (ア) 日 時 昭和43年8月25日(日曜日) 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(イ) 場 所 鳥取市</p> <p>(2) 試験の科目</p> <p>(ア) 電線の接続 (イ) 配線工事 (ウ) 電気機器及び配線器具の設置 (エ) 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方 法 (オ) コード及びキャブタイケールの取付け (カ) 接地工事 (キ) 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定 (ク) 一般用電気工作物の検査 (ケ) 一般用電気工作物の故障箇所の修理 3 受験手続 次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課監 理係へ提出すること。 なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第 1項各号の一に該当する者であること又は前回の筆記試験に合格した者 であることを証明する書類を添付すること。</p>
<p>電気工事の施行方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブタイケールの取付け方 法 4 接地工事の方法 	
<p>一般用電気工作物の検査 方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法 5 試験用器具の性能及び使用方法 	
<p>配 線 図 一般用電気工作物の保安 に関する法令</p>	<p>配線図の表示事項及び表示方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気工事士法、電気工事士法施行令(昭和35 年政令第260号)及び電気工事士法施行規則(昭 和35年通商産業省令第97号) 2 電気設備に関する技術基準を定める省令(昭 和40年通商産業省令第61号) 3 電気用品取締法(昭和56年法律第234号)、 電気用品取締法施行令(昭和57年政令第324号)、電気用品取締法施行規則(昭和57年通商産 業省令第84号)及び電気用品の技術上の基準を 定める省令(昭和57年通商産業省令第85号) 	

(1) 受験願書

電気工事士法施行規則様式第6によること。

(2) 写 真

受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦8センチメートル、横6センチメートルの上半身正面像で、裏面に撮影年月日及び氏名を明記すること。

4 受験願書の受付期間

昭和43年5月10日から昭和43年6月8日まで

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は、受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は、筆記試験の合格者又は筆記試験を免除された者に交付する。

高圧ガス取締法 (昭和26年法律第204号) 第51条第2項の規定により、昭和43年度第1回高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和43年5月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	試験の時間
第2種販売主任者	高圧ガスの取扱いに関する法令	9時30分から 10時30分まで
免状に係る試験	液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	10時40分から 12時10分まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和43年6月16日 (日曜日)

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履 歴 書

(3) 写 真

手れ形とし、出願前6月以内に撮影した正面脱帽上半身像のものを願書にはりつけること。

受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県LPGガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書受付期間

昭和43年5月20日から昭和43年5月29日まで

6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】